

## 実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
五城目町	五城目・馬川地区 (旧五城目、上樋口、樋口、高崎、館越、久保)	令和3年1月28日	令和4年3月16日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	307.0 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	223.6 ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	217.1 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	47.6 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	6.8 ha
(備考)	

注1:③の「60才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、60才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、五城目・馬川地区では40.8haと多く、新たな農地の集落を超えた受け手の確保が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

上樋口集落の農地利用は、中心経営体である法人が担い、今後は新規就農者の受入れを促進することで対応していく。

上樋口集落以外の水田利用は、数名の認定農業者が担っていくほか、認定新規就農者の受入れ並びに新規法人設立に向けた取り組みを促進することで対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

## (参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向			現状と今後の農地引き受けの意向の差
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲	
1	認農 猿田政博	水稲	10.8 ha	水稲	10.8 ha	旧五城目集落	0.0 ha
2	認農 猿田修市	水稲、大豆	6.4 ha	水稲、大豆	6.4 ha	上樋口集落	0.0 ha
3	認農 猿田和仁	水稲、野菜	4.5 ha	水稲、野菜	4.5 ha	上樋口集落	0.0 ha
4	認農 猿田俊彦	水稲	9.7 ha	水稲	9.7 ha	樋口集落	0.0 ha
5	認農 猿田始	水稲	5.6 ha	水稲	6.2 ha	樋口集落	0.6 ha
6	認農 一関健次	水稲	5.9 ha	水稲	5.9 ha	久保集落	0.0 ha
7	認農 本間敬悦	水稲、野菜	14.8 ha	水稲、野菜	14.8 ha	館越集落	0.0 ha
8	認農 小玉茂雄	水稲、野菜	3.3 ha	水稲、野菜	3.3 ha	高崎集落	0.0 ha
9	認農 一関勇一	水稲、野菜	4.6 ha	水稲、野菜	4.6 ha	久保集落	0.0 ha
10	認農 館岡恵	水稲、野菜	5.6 ha	水稲、野菜	5.6 ha	上高崎集落	0.0 ha
11	認農 館岡晃	水稲、野菜	6.5 ha	水稲、野菜	6.5 ha	下高崎集落	0.0 ha
12	認農 小林勇夫	水稲、野菜	3.0 ha	水稲、野菜	3.1 ha	旧五城目集落	0.1 ha
13	認農法 (株)アグリサポート湖東	水稲、野菜	6.3 ha	水稲、野菜	8.3 ha	上樋口集落	2.0 ha
14	(株)渡彦農場	水稲	1.5 ha	水稲	1.5 ha	旧五城目集落	0.0 ha
15	小玉和則	水稲	0.7 ha	水稲	0.9 ha	旧五城目集落	0.2 ha
16	三浦裕幸	水稲	2.9 ha	水稲	2.9 ha	旧五城目集落	0.0 ha
17	工藤高明	水稲	3.2 ha	水稲	3.2 ha	旧五城目集落	0.0 ha
18	館岡斎	水稲	0.7 ha	水稲	0.7 ha	旧五城目集落	0.0 ha
19	加藤雄悦	水稲	0.4 ha	水稲	0.6 ha	旧五城目集落	0.2 ha
20	猿田透	水稲	3.9 ha	水稲	3.9 ha	上樋口集落	0.0 ha
21	鳥井浩己	水稲	1.3 ha	水稲	1.8 ha	上樋口集落	0.5 ha
22	猿田豊和	水稲	1.8 ha	水稲	1.8 ha	樋口集落	0.0 ha
23	館岡鉄男	水稲	2.2 ha	水稲	2.2 ha	上高崎集落	0.0 ha
24	館岡義昭	水稲	3.9 ha	水稲	3.9 ha	上高崎集落	0.0 ha
25	館岡英尚	水稲	2.9 ha	水稲	2.9 ha	上高崎集落	0.0 ha
26	館岡誠志	水稲	2.8 ha	水稲	3.3 ha	高崎集落	0.5 ha
27	小玉博人	水稲	1.0 ha	水稲	1.0 ha	下高崎集落	0.0 ha
28	館岡健	水稲	0.5 ha	水稲	0.6 ha	下高崎集落	0.1 ha
29	館岡善一	水稲	2.2 ha	水稲	2.2 ha	下高崎集落	0.0 ha
30	村上豊	水稲	0.7 ha	水稲	0.7 ha	下高崎集落	0.0 ha
31	本間重春	水稲	4.0 ha	水稲	4.0 ha	館越集落	0.0 ha
32	齋藤喜久也	水稲	2.0 ha	水稲	2.0 ha	館越集落	0.0 ha
33	齋藤鉄雄	水稲	2.5 ha	水稲	2.5 ha	館越集落	0.0 ha
34	齋藤正明	水稲	3.0 ha	水稲	3.0 ha	館越集落	0.0 ha
35	一関文男	水稲	0.2 ha	水稲	1.1 ha	久保集落	0.9 ha
36	一関瞭一	水稲	2.3 ha	水稲	2.3 ha	久保集落	0.0 ha
37	一関理喜美	水稲	1.3 ha	水稲	1.3 ha	久保集落	0.0 ha
38	一関広美	水稲	1.5 ha	水稲	1.5 ha	久保集落	0.0 ha
39	一関銃一	水稲	3.3 ha	水稲	3.3 ha	久保集落	0.0 ha
40	一関博通	水稲	0.1 ha	水稲	0.1 ha	久保集落	0.0 ha
41	認農 畠山徳右工門	水稲、野菜	1.0 ha	水稲、野菜	1.5 ha	旧五城目集落	0.5 ha
42	認農 武田秀雄	水稲、野菜	4.8 ha	水稲、野菜	4.8 ha	高崎集落	0.0 ha
43	認農法 (農)意	水稲	6.8 ha	水稲	8.0 ha	全集落	1.2 ha
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
計	43人		152.4 ha		159.2 ha		6.8 ha

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、29.3haとなっている。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 高崎集落を重点実施地区とし、将来実施予定の基盤整備終了後には、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )			合計(m <sup>2</sup> )	備考 (所有者)
	貸付け	作業委託	売渡		
計	214,615	28,659	49,874	293,148	271筆、19名

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。